



昇任試験問題研究所

Vol.6



ここは、大阪市内某所にある研究施設。日々、大阪市消防局の昇任試験問題の研究が行われている。主席研究員“九条みなみ”は、今日も後輩研究員たちの指導に余念がないのだった…。

第6話 ～ 消防活動の根拠 ～

みなみ：今日は、総務・予防・警防の3科目の中から、警防の「消防法」について研究しましょう。

もちろん、全条文が出題範囲に指定されているわ。今回は、「第5章 火災の警戒」「第6章 消火の活動」「第7章 火災の調査」「第7章の2 救急業務」について、重点的に研究していきましょう。それじゃあ、始めるわよ！

第1問

消防法第23条の2に規定する「火災警戒区域の設定」に関する記述について、次の(1)、(2)の間に答えてください。(10点)

- (1) 消防長又は消防署長が火災警戒区域を設定できる要件について記述してください。
- (2) 警察署長が火災警戒区域を設定できる要件について記述してください。

みなみ：火災警戒区域は、「誰」が「どのような要件」で設置できるものなのかを押さえておく必要があるわね。併せてどのような行為を禁止、制限することができるのかも確認しておく心安心ね。

(1) (1) 火災、火災又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき(第23条の2第1項)

(2) 消防長若しくは消防署長又はこれらから委任を受けて第23条の2第1項の職権を行う消防団員若しくは消防団員が現職にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき(第23条の2第2項)

(解答例)(各5点)

第2問

消防法第25条第3項に規定する「消防吏員等の情報提供の要求」に関する記述について、次の(1)、(2)の間に答えてください。(10点)

第25条

3 (①)においては、(②)又は消防団員は、当該消防対象物の(③)その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の(④)、救助を要する者の存否その他消火若しくは(⑤)又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

- (1) (①)～(⑤)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入してください。
- (2) 下線部の「その他総務省令で定める者」について記述してください。

みなみ：消防法第25条は、「応急消火義務等」について書かれた条文よ。まず、同条第1項を確認して応急消火義務者とは誰なのかを覚える。そのあとに情報提供を要求できる人に範囲を広げていくことで理解が深まるわね。

(1) 解答欄【各1点】

①	火災の現場	③	関係者	⑤	延焼の防止
②	消防吏員	④	構造		

(2) 解答例(5点)

消防法施行規則
第47条 法第25条第3項の命令で定める者は、前条各号に掲げる者及び延焼のおそれのある消防対象物の関係者、居住者又は勤務者とする。

前条(消防法施行規則第46条)各号に掲げる者

1 火災を発生させた者
2 火災の発生に直接関係がある者
3 火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者